

松江市告示第 212 号

松江市女性活躍のための活動支援事業費補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 254 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
終期	<u>令和6年3月31日</u>	終期	<u>令和5年3月31日</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。